平成２５年（フ）第２０２号
福岡県古賀市花見東５丁目14番12号
債務者　佐々木恵子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２１号
福岡市西区石丸１丁目24番３号
債務者　木嶋　高子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２９号
福岡市博多区立花寺２丁目７番23―６号
債務者　中原美恵子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３０号
福岡市中央区六本松１丁目３番16号
債務者　佐藤　　均
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４０号
福岡市東区三苫５丁目１番61―105号
債務者　伊藤　美和
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４９号
福岡県春日市光町２―207―２アムールＦｉｖｅ104号
債務者　青柳　宗達
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２５３号
福岡県大野城市乙金東２丁目23番10号
債務者　鵜木　一宗
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２５４号
福岡市早良区早良２丁目17番11号
債務者　石川　喜一
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２５５号
福岡市早良区早良２丁目17番11号
債務者　石川美穂子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲115番地17ホウシュウコーポ篠栗五番館103号
債務者　村上　卓弥
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７６号
福岡県太宰府市五条２丁目11番15―206号
債務者　日下　峰子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８８号
福岡市南区鶴田２丁目22番11―102号
債務者　石橋　和幸
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８９号
福岡市南区鶴田２丁目22番11―102号
債務者　石橋　理香
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９７号
福岡市博多区大博町７番９―506号
債務者　岩屋　志帆
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０１号
福岡市南区若久１丁目35番１―804号
債務者　原　　文男
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０２号
福岡市博多区寿町３丁目４番15―503号
債務者　住吉　哲雄
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１４号
福岡県朝倉郡筑前町東小田2876番地１レガロ筑前Ｄ３
債務者　平本　千絵
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１７号
福岡市中央区大宮２丁目６番13号
債務者　宮川　　渚
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部